平成２１年（フ）第１４５号
広島県尾道市瀬戸田町沢60番地１　エステートしまなみＡ
債務者　永路　考之
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１５７号
広島県尾道市東土堂町19番10号
債務者　福島　　明
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１６３号
広島県尾道市栗原町6491番地
債務者　向井　愛弓
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第３０号
徳島県阿南市那賀川町大京原877番地２　大京原住宅11号
債務者　髙島智津子
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第６４号
高知県室戸市吉良川町甲2323番地１
債務者　黒岩　修身
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第９７４号
北九州市若松区高須南３丁目６番27―301号
債務者　古野　保裕
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１１６号
北九州市小倉南区下貫４丁目８番17号
債務者　尾田　　聖
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１３０号
福岡県遠賀郡水巻町伊左座４丁目３番９号
債務者　田出美智代
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１８号
福岡県田川市大字伊加利2011番地
債務者　竹野　芳和
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第４４６号
宮崎市末広１丁目９番２号　プラスパ末広301号
債務者　西澤　龍男
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４９４号
宮崎県東諸県郡国富町大字八代南俣3525番地１
債務者　上本野益男
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４９５号
宮崎県東諸県郡国富町大字八代南俣3525番地１
債務者　上本野良子
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５０１号
鹿児島県鹿児島市松陽台町38番地１県営松陽台団地16棟202号
債務者　下柿元英紀
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５４７号
鹿児島県鹿児島市岡之原町989番地２
債務者　中川　哲郎
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３３号
沖縄県国頭郡本部町字瀬底５番地
債務者　金城　敏峰
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第１２１号
長野県上田市神畑178番地１、前住所千葉県千葉市緑区おゆみ野５丁目32番地５　アミーゴおゆみ野205号
債務者　鳥潟　正人
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１８９号
長野県上田市古里798番地16
債務者　宮澤　　仁
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
長野地方裁判所上田支部